

「憲法」を学ぶ

戦後、憲法に基づき、平和、民主主義、人権などの基本的枠組みを国民が作り上げてきました。それを壊そうとする「改憲」の動きがあります。今一度、憲法

を読み理解し憲法の意味を確かめましょう。

東京北法律事務所の弁護士の方にご協力いただき「憲法」を学ぶシリーズを掲載します。

第1回 日本国憲法前文①

日本国憲法は、「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」を基本原則と

しています。憲法前文には、この三つの原理が明確に宣言されています。

前文第一項前段には、「主権が国民に存すること」と、「及び日本国民が「この憲法を確定する」もので

東京北法律事務所
坂田洋介 弁護士



あること、つまり国民主権の原理と国民が憲法を定め

民の代表者がこれを行「し」とし、国民主権のもと

憲法は人類普遍の原理

たことが書かれています。また、「自由のもたらす恵沢」の確保と「戦争の惨禍」からの解放という、人権と平和の二原理をうたい、そこに日本国憲法制定の目的があることが書かれています。

それを受けて、

第一項後段は「国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使

の代表民主制を宣言しています。

そして最後に、以上の原理を「人類普遍の原理」とあるとし、「われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」として、それらの原理が憲法改正によっても否定できないことが明らかになっています。

第二項は、あらためて平和主義について



あたらしい憲法のはなし

文部省

昭和22年8月2日に文部省より発行された「あたらしい憲法のはなし」を忠実に再現したもの

て、「日本国民は、恒久の平和を念願」とし、そのための態度として、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と宣言されています。

第三項は、国家の独善性の否定を「政治道徳の法則」として確認し、最後の第四項は、以上の「崇高な理想と目的を達成すること」を誓約しています。

そして、これらの基本原則を支えているのが「立憲主義」の理念なのです。紙面の関係で解説は次回に行います。